出水市告示第１４０号

　出水市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和４年７月８日

出水市長　椎　木　伸　一

出水市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、意欲ある新規漁業後継者を確保し、経営能力の高い漁業者に育成するため、漁業技術等を習得するために必要な現場での長期研修（以下「研修」という。）に取り組む漁業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成１８年出水市規則第４８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　新規漁業就業者　これまでに通算して１年以上漁業に従事したことのない者で、新たに漁業就業しようとする者をいう。

⑵　里親漁家　新規漁業就業者に対する研修の指導者となる先進的な漁家をいう。

⑶　研修生　里親漁家の下で漁業就業のための研修を受ける新規漁業就業者をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、研修生及び研修生に対し技術指導を行う里親漁家とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

　⑴　研修生である場合

　　ア　補助金の交付の申請時において満５０歳未満であること、

　　イ　受入先の里親漁家が２親等以内の親族でないこと。

　　ウ　これまでに通算して１年以上漁業に従事したことがないこと。

　　エ　過去に、国又は地方公共団体の予算において実施した研修を、１２月以上受けた者でないこと。

　　オ　研修において漁業に従事する場合、北さつま漁業協同組合出水支所（以下「漁協」という。）に所属し、里親漁家と雇用契約を締結していること。

　　カ　里親漁家による研修終了後、引き続き漁協出水支所に所属し、出水市内において漁業に従事する意思を有する者であること。

　　キ　市税等を滞納していないこと。

　　ク　出水市暴力団排除条例（平成２５年出水市条例第１０号）第２条第２号に規定する暴力団員でないこと。

　⑵　里親漁家である場合

　　ア　漁協が研修生の希望に基づき選定した里親漁家であること。

　　イ　漁業一般に関して豊富な知識を有し、資源管理の取組や秩序ある操業に努めるものであること。

ウ　研修生が２親等以内の親族でないこと。

　　エ　研修において研修生を漁業に従事させる場合、当該研修生と雇用契約を締結していること。

　　オ　研修において研修生を漁業に従事させる場合、労働者災害補償保険に加入していること。

　（研修の実施）

第４条　研修は、原則として１月につき２０日以上実施するものとする。ただし、禁漁期間等により操業できない場合及び天候不良、不漁、市場休業、疾病等の事由がある場合は、この限りでない。

　（補助金の額等）

第５条　研修生に対する補助金の額は、１月当たり１０万円とする。ただし、月の研修実施日数が２０日に満たない場合（前条ただし書に該当する事由により、２０日に満たなくなった場合に限る。）は、１日当たり５，０００円に研修を実施した日数を乗じて得た額を当該月の補助金の額とする。

２　里親漁家に対する補助金の額は、１月当たり２万５，０００円とする。ただし、月の研修実施日数が２０日に満たない場合（前条ただし書に該当する事由により、２０日に満たなくなった場合に限る。）は、１日当たり１，２５０円に研修を実施した日数を乗じて得た額を当該月の補助金の額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、前条ただし書に該当する事由によらず、１月の研修実施日数が２０日に満たないときは、当該月に係る補助金は交付しない。

４　補助金の交付の期間は、研修を開始した日の属する月から起算して最長２年間とする。

　（補助金の交付の申請）

第６条　規則第３条の補助金等交付申請書は、第１号様式によるものとし、当該交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

　⑴　身上調書（第１号様式別紙１）（研修生の場合に限る。）

　⑵　研修計画書（第１号様式別紙２）（里親漁家の場合に限る。）

　⑶　誓約書（第１号様式別紙３）（研修生の場合に限る。）

　⑷　同意書（第１号様式別紙４）（未成年の研修生の場合に限る。）

　⑸　その他市長が必要と認める書類

２　２年目以降の補助金の交付の申請をしようとするときは、前項に規定する添付書類は、省略することができる。

　（補助金の交付の決定等）

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定を行い、新規漁業就業者支援事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により当該申請を行った者に通知する。

２　市長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、新規漁業就業者支援事業補助金不交付決定通知書（第３号様式）により、当該申請を行った者に通知する。

３　規則第８条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から１０日以内とし、当該取下げは新規漁業就業者支援事業補助金交付申請取下げ届出書（第４号様式）によるものとする。

(実績報告)

第８条　規則第１３条の補助事業等実績報告書は、第５号様式によるものとし、当該実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

⑴　研修日誌（第６号様式）（研修生の場合に限る。）

⑵　その他市長が必要と認める書類

２　実績報告は、研修を実施した月の翌月１０日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第９条　規則第１４条の規定による補助金の額の確定の通知は、新規漁業就業者支援事業補助金交付確定通知書(第７号様式)により行うものとする。

　（補助金の交付）

第１０条　規則第１６条第１項の補助金等交付請求書は、第８号様式によるものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定の取消し）

第１１条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第１７条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　申請書類等に虚偽の記載をしたとき。

⑵　決定通知の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。

⑶　事業の実施において不正の行為があったとき。

⑷　研修を修了しなかったとき。

⑸　研修を終了した日から５年を経過するまでの間に、やむを得ない事情によらず漁業に従事しなくなったことを確認したとき。（研修生の場合に限る。）

⑹　その他この告示に違反したとき。

２　前項の規定による交付の決定の取消しは、初回の補助金の交付まで遡って取り消すことができる。

３　市長は、前２項の規定による取消しを行ったときは、新規漁業就業者支援事業補助金交付決定取消通知書(第９号様式)により通知するものとする。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の取消しをしたときは、規則第１８条第１項の規定により、補助対象者に既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

２　補助金の返還を求められた補助対象者は、規則第１９条の規定により補助金の返還をしなければならない。

３　前条第１項第５号により補助金の交付の決定が取り消され、前各項の規定により返還を求める場合における補助金の返還の額は、漁業に従事した年数に応じ別表１の規定により算出した額とする。

４　市長は、前条の規定により研修生に対する補助金の交付の決定を取り消した場合においては、里親漁家に既に交付した補助金の返還は求めないものとする。

（報告及び調査）

第１３条　市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に補助事業者の施設及び土地に立ち入らせ、関係書類等を調査させることができる。

２　漁協は、研修を修了した研修生の漁業への就業状況について、当該研修生の研修終了後５年間、新規漁業就業者支援事業に係る就業確認報告書（第１０号様式）により、漁協の事業年度が終了した月の翌月末までに、市長に報告するものとする。

　（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年７月８日から施行する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 研修終了後漁業に従事した年数 | 返還額の割合 |
| １年未満 | 交付した補助金額の全額 |
| １年以上２年未満 | 交付した補助金額に１００分の８０を乗じた額 |
| ２年以上３年未満 | 交付した補助金額に１００分の６０を乗じた額 |
| ３年以上４年未満 | 交付した補助金額に１００分の４０を乗じた額 |
| ４年以上５年未満 | 交付した補助金額に１００分の２０を乗じた額 |

第１号様式（第６条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）出水市長

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　氏名　　　　　　　　　印

年度新規漁業就業者支援事業補助金交付申請書

　　　　年度新規漁業就業者支援事業補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第３条及び出水市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　金　　 　　　　　　円

２　対象区分

□　研修生 　 （１００,０００円×　か月）

　□　里親漁家　 　（２５，０００円×　か月）

３　事業実施期間

　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　添付書類

　⑴　身上調書

　⑵　研修計画書

　⑶　誓約書

　⑷　同意書

⑸　その他市長が必要と認める書類

別紙１

身　上　調　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 生年月日 | 　年　　月　　日　　　　　　（　　　歳） |
| 現住所 |  | 電話 |  |
| 研修開始日 | 年　　月 　 日 | 研修期間 | 　　年　　月　　日　～　年　　月　　日 |
| 研修前の職業 |  |
| 家族構成 | 氏　名 | 続柄 | 年齢 | 職　業 | 同居・別居 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 就業（研修受講）の理由将来の計画等 |

別紙２

年度里親漁家研修支援事業　研修計画書

１　研修生

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |

２　里親漁家

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所属漁協 | 　　　 |  | 船　名 | 　　　　　　　トン |
| 氏　名 |  | 経営概要 |  |
| 住　所 | 出水市　　　　 |

３　研修計画概要

|  |  |
| --- | --- |
| 研修予定期間 | 　　　年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日 |
| 漁業種類 |  |

４　研修計画

|  |  |
| --- | --- |
|   | 　　　　　　　　　主な研修課題 |
| 　　年　　月 |  |
| 　年　　月 |  |
| 年　　月 |  |
| 年　　月 |  |
| 　　年　　月 |  |
| 年　　月 |  |
| 年　　月 |  |
| 　年　　月 |  |
| 　 |  |
|  |  |

※研修内容を簡潔に記載すること

別紙３

（研修生用）

誓　約　書

　私、　　　 　　は、新規漁業就業者支援事業の研修生として、現在下記要件の全てを満たしていることを誓約します。

記

１　これまでに通算して１年以上漁業に従事したことがないこと。

２　これまでに、国又は地方公共団体の予算において実施した事業による長期研修等を１２月以上受けたことがないこと。

３　研修終了後は、出水市内において漁業就業の継続する意思を有すること。

４　研修中はライフジャケットの着用等、安全対策を徹底すること。

５　市税等を滞納していない者であること。

６　出水市暴力団排除条例第２条第２号の暴力団員に該当しないこと。

年　　月　　日

（宛先）出水市長

研修生　住所

氏名　　　　　　　　印

別紙４

（未成年用）

同　意　書

　（宛先）出水市長

[研修生名]　　　　　　　が、漁船へ乗船し長期研修を行うことについて同意します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（研修生との続柄：　　　　）

第２号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出　　第　　　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出水市長　　　　　　　　　印

年度新規漁業就業者支援事業補助金交付決定通知書

　　　　年　月　日付けで申請のあった新規漁業者就業者支援事業補助金については、出水市補助金等交付規則第４条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　　　　　　　円

２　交付の条件　　出水市補助金等交付規則及び出水市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱を遵守すること

第３号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出　　第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　様

出水市長　　　　　　　　　印

年度新規漁業就業者支援事業補助金不交付決定通知書

　　　年　月　日付けで申請のあった新規漁業就業者支援事業補助金の交付については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

１　不交付の理由

第４号様式（第７条関係）

　　　　　年　　月　　日

（宛先）出水市長

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　　年度新規漁業就業者支援事業補助金交付申請取下げ届出書

　　　　年　　月　　日付け出　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　年度新規漁業就業者支援事業補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に附された条件の内、下記の事項について不服があるので、出水市補助金等交付規則第８条及び出水市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱第７条第３項の規定により、同補助金　　　　　円の交付申請（　　　　年　　月　　日付け）を取り下げます。

記

１　不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件

２　理由

第５号様式（第８条関係）

　　　年　　月　　日

（宛先）出水市長

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　印

年度新規漁業就業者支援事業補助金実績報告書

（　　　年　　月分）

　　　　年　　月　　日付け出　　第　　　　号で補助金交付決定通知のあった

　　　年度新規漁業就業者支援事業（　　　　年　　月分）を実施したので、出水市補助金等交付規則第１３条及び出水市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

　関係書類

１　研修日誌

２　その他市長が必要と認める書類

第６号様式（第８条関係）

研修日誌（　　月分）

研修者氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 作業内容・所感 | 作業時間 |
| 日 |  | 　　：　　～　　： |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |
| 日 |  |  |

里親漁家確認印

第７号様式（第９条関係）

出　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出水市長　　　　　　　　　印

年度新規漁業者就業者支援事業補助金交付確定通知書

（　　　年　　月分）

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった新規漁業者就業者支援事業補助金（　　　　年　　月分）については、出水市補助金等交付規則第１４条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

　補助金の額　　金　　　　　　　　　　円

第８号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　請求者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　印

新規漁業就業者支援事業補助金交付請求書（　　　年　　月分）

　年月日付け出　第　　　　号の交付確定通知に基づく新規漁業就業者支援事業補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第１６条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　金　　　　　　　　円

２　対象区分

□　研修生

　□　里親漁家

３　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　銀行・金庫　　　　　　　　本店・支店　　　　　　組合・農協　　　　　　　　本所・支所 |
| 口座種別 | 普通　・　当座　・　その他（　　　　） |
| 口座番号 |  |
| フリガナ口座名義人 | 　 |

第９号様式（第１１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出　　第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出水市長　　　　　　　　　印

年度新規漁業就業者支援事業補助金交付決定取消通知書

　　　年　月　日付け出　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度新規漁業就業者支援事業補助金については、出水市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので通知します。

記

１　交付決定取消額　　　金　　　　　　　　　円

２　交付決定取消の理由

第１０号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

　（宛先）出水市長

漁業協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事組合長　　　　　　　　　印

新規漁業就業者支援事業に係る就業確認報告書

　　新規漁業就業者支援事業を終了した下記の者について、出水市新規漁業就業者支援事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定に基づき、漁業に引き続き就業していることを報告します。

記

１　従事した者の氏名・住所・就業年月日

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 住　所 |  |
| 就業年月日 |  |

２　漁業従事に関する実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業従事期間 |
|  | 　　年　月　日～　　年　月　日 |
|  | 　年　月　日～　　年　月　日 |
|  | 　　年　月　日～　　年　月　日 |